

平成21年 No.36

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

改正理由

附属学校運営会議委員の代理者を定めるため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成21年 9 月 4 日 附属学校運営会議 審議・承認

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年 9 月 7 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成21年規程第27号

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営会議委員の代理者を定めるため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第38条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長（研究等担当） (2) 運営参事 (3) 附属学校長又は副校長 2名 (4) 事務局長 2 前項第3号の委員は、運営会議の意見を聴き、学長が任命する。 〔省略〕 (会議) 第41条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。<u>ただし、第38条第1項第4号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</u> 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成21年9月7日から施行する。</u>	〔省略〕 (組織) 第38条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長（研究等担当） (2) 運営参事 (3) 附属学校長又は副校長 2名 (4) 事務局長 2 前項第3号の委員は、運営会議の意見を聴き、学長が任命する。 〔省略〕 (会議) 第41条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。 〔省略〕